

議案第68号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議決を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

- 1 放棄する権利の内容 市が相手方に対して有する岩槻駅西口土地区画整理事業に係る物件移転補償金の返還を請求する権利
- 2 相 手 方 民法第951条の規定により成立した〇〇〇〇の死亡に係る相続財産法人
- 3 放棄する権利の額 9,627,615円及び当該額に係る遅延損害金
- 4 放棄の理由 〇〇〇〇の死亡に伴う相続財産の清算に係る手続において、当該相続財産では債務の履行が見込めないため。